

9/1. 山陽

県が災害救助法追加適用

西日本豪雨津山、美作市と和気町

西日本豪雨で被害を受けた津山、美作市と和気町について、県は31日、災害救助法を適用したと発表しました。津山、美作両市が7月5日、和気町が7月6日に遡って適用され、県内では計21市町村となった。災害救助法は、全壊世帯数が人口に応じて一定数を超えた場合に適用される。県内では全壊が700世帯以上、かつ、各市町村ではら世帯以上が適用基準となっている。

県被災者生活支援室によ

なっている。

ると、災害救助法の規定で全壊が1半壊が2分の1、床上浸水は3分の1に換算市町村は、他の復旧・復興による費用負担となり、コシなどの設置費が、国とる食事代や光熱費、エレクト、避難所開設でかかる。災害救助法の適用を受けると、避難所開設でかかる。避難所の開設日に遡って適用した。

が発行するの災証明で、全壊が津山市26世帯、美作市9世帯、和気町1世帯と判定され、基準を超えたこと